

両立支援等助成金（育児休業復帰時および
介護離職防止支援）の実務を通しての注意
点について

・・・均等室とのやり取りでのこと・・・

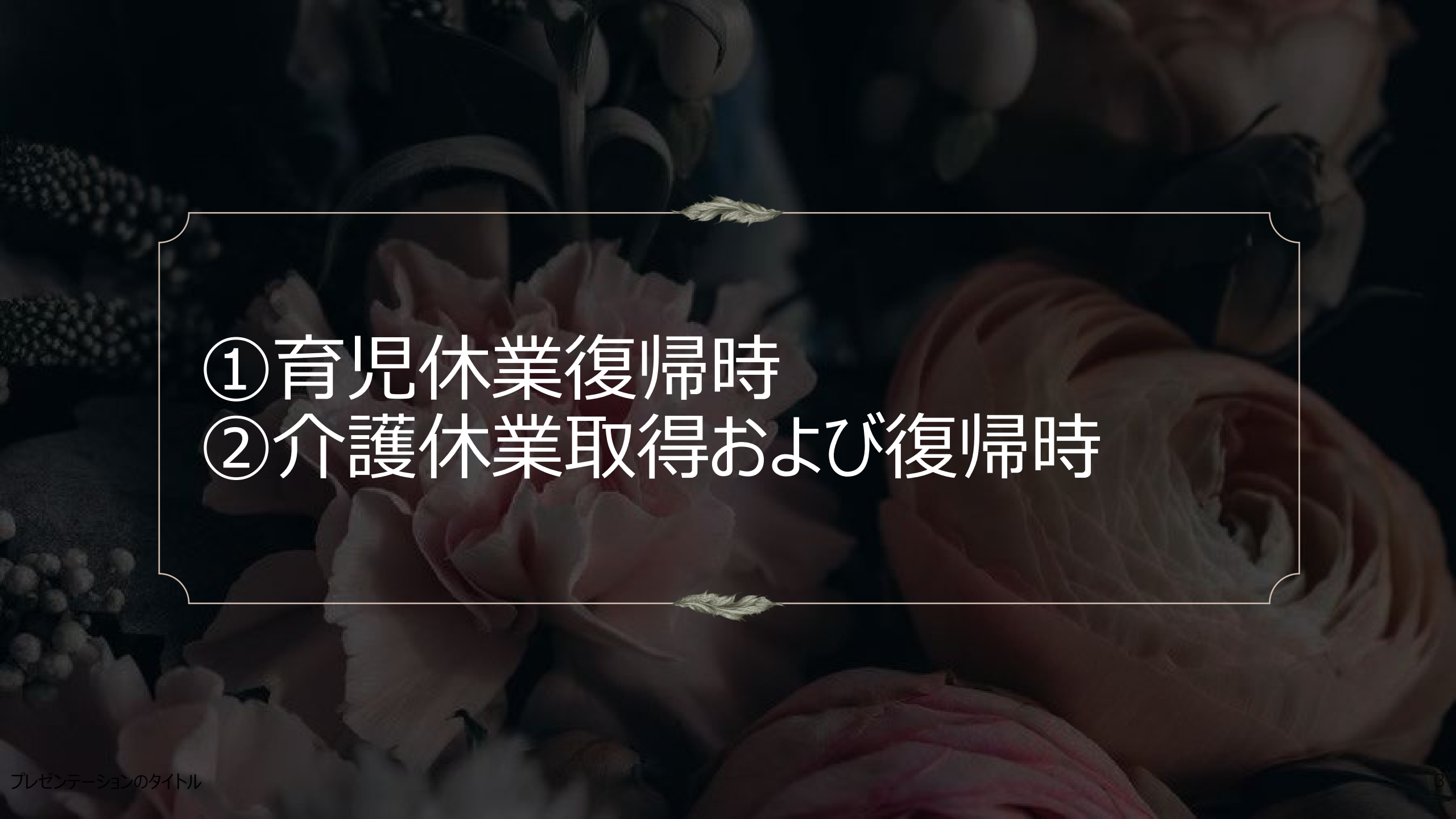
新金寺社労士事務所 田崎薫子



自己紹介



- 東京都大田支部所属 特定社会保険労務士
主な業務および活動
- ・年金アドバイザー
 - ・ハラスメント防止コンサルタント
 - ・助成金の申請代理

- 
- ① 育児休業復帰時
 - ② 介護休業取得および復帰時

①育児休業復帰時

休業から復帰して6か月経過後、
2か月以内の申請



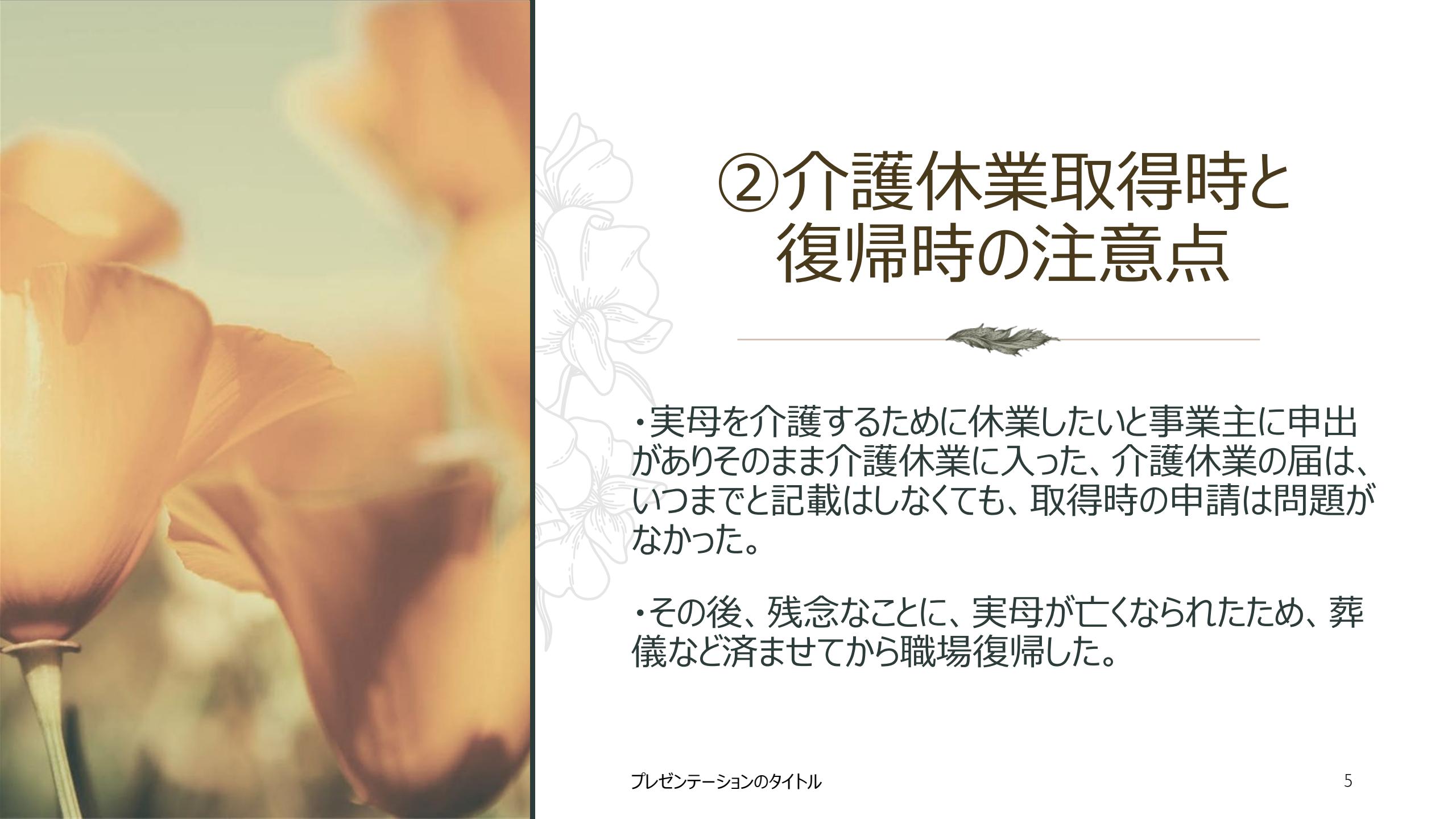
原則は、本人の申し出がない限り、休業前
の仕事に復帰させる

今回は、復帰後時短勤務を希望したため実
際給与は以前より低くなった

結果⇒育児介護規程の変更が必要

(資料1)





②介護休業取得時と復帰時の注意点

・実母を介護するために休業したいと事業主に申出がありそのまま介護休業に入った、介護休業の届は、いつまでと記載はしなくても、取得時の申請は問題がなかった。

・その後、残念なことに、実母が亡くなられたため、葬儀など済ませてから職場復帰した。

介護休業から復帰後3か月経過ののうち 2か月以内に申請



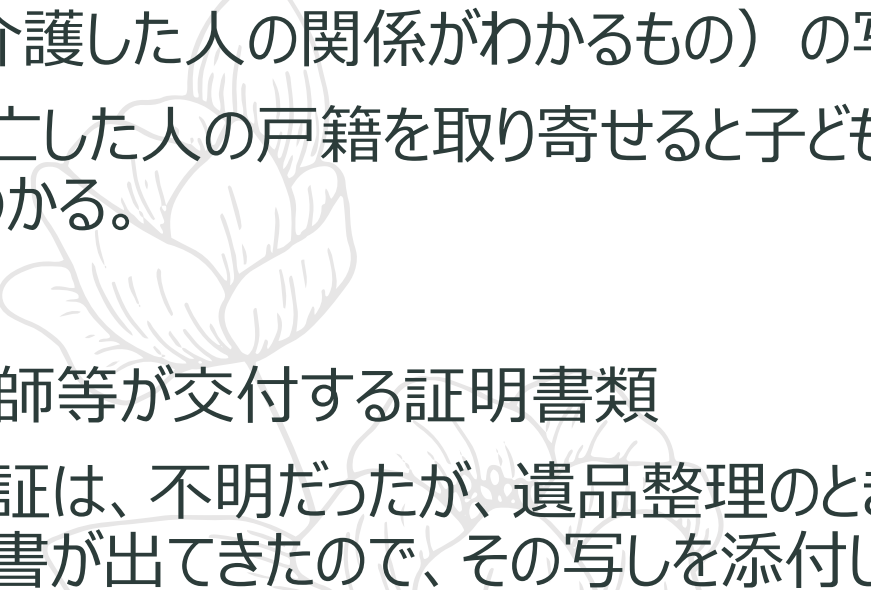
- ・介護休業中に死亡した場合は、復帰時の申請は可能なのか・・・可能である（均等室）
- ・介護休業から復帰の日とは、いつのことを言うのか・・・

介護対象の人の死亡日に介護休業が終了する（均等室）
したがって、死亡日の翌日から起算するので、申請期限を間違わないでほしい（均等室）

（資料5、資料6）

申請時に必要な添付書類(資料7)



- 戸籍謄本（死亡した人と介護した人の関係がわかるもの）の写し
親子関係がわかるには、死亡した人の戸籍を取り寄せると子どもの名前がでてくるので、関係性がわかる。
 - 介護保険被保険者証、医師等が交付する証明書類
死亡しているため、介護保険証は、不明だったが、遺品整理のときに市区町村が発行した介護認定書が出てきたので、その写しを添付した。
- 

お聴きいただき、ありがとう
ございました

新金寺社労士事務所

特定社会保険労務士 田崎薫子

<https://sr-shinkinji.com/>

2025/3/8

